

# 総務常任委員会会議録

〔平成24年 2月13日開催〕

南あわじ市議会

# 総務常任委員会会議録

日 時 平成24年 2月13日  
午前10時00分 開会  
午後 0時03分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I.出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（6名）

|         |         |
|---------|---------|
| 委 員 長   | 熊 田 司   |
| 副 委 員 長 | 柏 木 剛   |
| 委 員     | 原 口 育 大 |
| 委 員     | 北 村 利 夫 |
| 委 員     | 蛭 子 智 彦 |
| 委 員     | 廣 内 孝 次 |
| 議 長     | 楠 和 廣   |

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 高 川 欣 士 |
| 次 長     | 阿 閉 裕 美 |
| 課 長     | 垣 光 弘   |
| 書 記     | 川 添 卓 也 |

### 説明のために出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 市 長          | 中 田 勝 久   |
| 副 市 長        | 川 野 四 朗   |
| 市 長 公 室 長    | 中 田 眞 一 郎 |
| 総 務 部 長      | 渕 本 幸 男   |
| 財 務 部 長      | 土 井 本 環   |
| 会計管理者次長兼会計課長 | 馬 部 総 一 郎 |
| 市 長 公 室 次 長  | 橋 本 浩 嗣   |

|                  |   |   |     |
|------------------|---|---|-----|
| 総務部次長兼選挙管理委員会書記長 | 林 | 光 | 一   |
| 緑総合窓口センター所長      | 長 | 尾 | 重   |
| 西淡総合窓口センター所長     | 前 | 田 | 和   |
| 三原総合窓口センター所長     | 久 | 田 | 三枝子 |
| 南淡総合窓口センター所長     | 山 | 下 | 達也  |
| 財 務 部 次 長        | 細 | 川 | 貴弘  |
| 次長兼監査委員事務局長      | 高 | 見 | 雅文  |
| 市 長 公 室 課 長      | 田 | 村 | 愛子  |
| 総 務 部 総 務 課 長    | 佃 |   | 信夫  |
| 総 務 部 防 災 課 長    | 松 | 下 | 良卓  |
| 総 務 部 情 報 課 長    | 富 | 永 | 文博  |
| ケーブルネットワーク淡路所長   | 土 | 肥 | 一 二 |
| 財 務 部 財 政 課 長    | 神 | 代 | 充 広 |
| 財 務 部 管 財 課 長    | 堤 | 省 | 司   |

## Ⅱ. 会議に付した事件

1. 所管事務調査について…………… 4
- (1) 市の総合的企画、調整について
- (2) 行財政計画について
- (3) 市有財産の維持管理と財源の確保について
- (4) 消防・防災対策の推進について
- (5) 情報化の推進について
- (6) 離島振興対策について
- (7) 国際交流及び友好市町の調査について
- (8) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関すること
2. 風力発電施設の災害対策に関する要望書について…………… 4 1
3. その他…………… 4 1

## Ⅲ. 会議録

# 総務常任委員会

平成24年 2月13日（月）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 0時03分）

○熊田 司委員長 皆さん、おはようございます。

一昨日、昨日と大変春を思わせるような天気が続きまして、きょうは一転、また肌寒さを感じる、このように暑さ寒さを繰り返しながら少しずつ春に向かって進んでいくのかなという思いがする昨今であります。

それでは、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

まず最初に、市長のほうからあいさつがございます。

中田市長。

○市長（中田勝久） 皆さん、おはようございます。

今も委員長のほうからお話ありましたとおり、もう既に暦の上では春でございますが、まだまだ寒い日がこのように続くというふうにも思います。

きょうは総務常任委員会の所管事務調査ということで、大変御苦労さんでございます。

実は、1月25日だったと思うんですが、全国の市長会、その中で理事と評議員170名ほどおるんですが、理事は六十数名だったと思います。兵庫県の理事ということで、私も出席をしてきました。そのとき、総務省の事務次官、それから農水省、国交省、会計課長なり予算課長が新年度に向けてと、また、平成23年の第4次補正の話も少しありました。

なかなか国も今厳しい財政状況ではありますが、当面どうしてもやらなければならないものはそれぞれの予算の中に組み込んでいくということで、限られた時間でございましたので、ごくポイントしかお話がなかったんですが、やはり第4次はほとんど復旧・復興の東日本に対する予算であるということでございました。

また、新年度予算につきましても、その継続的なところがございまして、私どもが一番関心のある地方交付税、これは全体では確保できたというふうに言っております。約1,000億円ぐらいは前年よりプラスやということですが、その中身を見ますと、通常的なもの、そこに災害復旧の分を含めて1,000億円ぐらいプラスになるということでございまして、多分、昨年と変わらない地方交付税は確保できるのかなというような感触を受けました。そういう、やはり地方にとっては地方交付税、どうであっても頼りにせざるを得んわけでございまして、そういう内容でございました。

その辺を受けまして、これは財政当局もいろいろと情報収集しておりますので、平成24年度の新年度予算、ずっと先般から各担当部から出てきたものを財政で精査をしていただいて、最終、市長査定等も今ほぼ終わっております。何としてもいろいろ厳しい状況で

はございますが、できるだけ市民の皆さんがそういう予算執行の中でこの南あわじ市に夢と希望を持っていただく、そういうところに重点を置いていきたいということで取り組んでいる次第でございます。

また、あわせて今国のほうでは社会保障と税の一体改革素案というのをを出されておまして、今国会でもいろいろ議論をしておりますが、なかなか遅々として進んでおりません。やはり、これから社会保障というのもどんどんふえていきます。末端の私どもの自治体もそのようなことを表面にどんどん出てきております。そういう面では、また議員の先生方のいろいろ御理解、御協力をお願いしつつ、近々3月定例議会が始まりますので、よろしくお願いを申し上げまして、冒頭のごあいさつにかえたいと思います。

ちょっと、あとまた、県のほう等々の公務もございますので中座させていただきます。よろしく申し上げます。

○熊田 司委員長          ただいまから、閉会中の継続調査として申し出てあります所管事務調査事項8件について、一括して調査したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長          異議がございませんので、8項目一括して調査します。  
それでは、所管事務調査全般について、質疑ございませんでしょうか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員          風力発電の関連で少しお尋ねしますが、2月6日にCEF南あわじウインドファーム第2回土砂崩れ復旧工事等の説明会というのが開催をされて、そこに市のほうからも市長公室長、次長、担当ということで3人出席されておったということで、内容は詳しく聞いていただいていると思うんですが、その中で一つ問題になりましたのが、盛り土の中に伐採木がかなりまざっていると、これについて見解はどうやという話だったわけですが、その内容というのか、どれだけ入ってるかによって変わってくるというような説明であったかに思うんですが、このことについてはどんな考え方でおられますか。

○熊田 司委員長          市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）          丸山の土砂崩れの関係につきましては、1月と、それから2月6日ということで、もう既に会社のほうから地元の方々にお集まりをいただいて、その中で、県も市もということで一緒に御同席をさせていただいていろいろと話を詰めております。

その中で、地元の方から当時の工事の様子をつぶさに、近くの方で観察しておった方が木片が盛り土の中に相当埋め込まれているというような御証言もございました。

会社のほうの対応としましては、今現在、地質業者にボーリングの依頼をしております。盛り土9カ所、1カ所が崩れたわけなんです、残りの8カ所のうち1カ所のボーリングの調査をもう既に終わっております。まだ、中間報告的なものはいただいていないということで、2月6日の時点では、その分析までは説明はなかったんですが、近々中間報告というようなことで分析結果が出るかと思います。

その分析結果を見て、会社のほうが工事をお任せした別の業者に御相談申し上げて今後の対応を協議するというような説明であったかと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 既に木片、伐採木がまざっているということが発表されてましたね。それについてどう思いますかということ聞いたんです。そのことだけ答えていただければ結構です。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） ボーリングのサンプルに木片がまざっておったということで、全部で4カ所のボーリングを行ったんですが、いずれの箇所からも木片が見つかったというようなことで、私の感想としては地中に相当数埋め込まれておかなければそういうピンポイントのようなボーリング調査の結果にあらわれてこないのかなというようなことで、住民の方々の見た目が正しいのではないかというふうに思ってます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは事実としてわかってるんです。そのことについてどう思われるかということなんです。

事実、盛り土の中に伐採木、あるいは根株、株が入っているということがボーリングの結果わかりましたという報告だったですね。それについて、市長公室でどんなような考えをお持ちですかということ聞いてるんです。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） ボーリングの調査の結果では木片、木材の片割れが見つ

かったというようなことで、根株とか、そこまでは詳しい状況は、あのボーリングの調査の結果ではわからないのかなというふうに思います。

その説明を聞いてどう思われるかということであれば、地元の住民の方々が会の中で証言しておったことが正しいというふうに感想を持っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いやいや、評価です。それがいいことなのか、悪いことなのかということなんです。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 当然、不適切な工事がなされておったのかなというふうな感じはいたしております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それがね、これは僕もそうかなと思っておったんです。でも、ちょっといろいろ調べてみると違うんですね。

例えば、建設工事現場とかの中で、そこで発生する木材、伐採木を盛り土に入れるのはよくないけれども、自然林ではこれまで通常そういうことが行われてきたことであって、伐採木を地中に埋めるということは認められているんです、これはね。あっと思ったんですけどもね。

それは環境省も国土交通省もそういうふうになってるんですね。ですから、今そこでそういうことが問題になっておるんですが、むしろ問題になるのは、盛り土工法について、やり方なり安定性の確保なりは、その伐木が入っているかどうかというところ以外に問題があるように思ってるんですよ。

そこに根株が入っておる、伐木が入っておるということに耳を奪われてはいけないというような印象を持ったんですけどね。それ、調べてないですか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 私ども、盛り土の安定計算とか、そこらの専門的なことにつきましては、今、農林の治山課のほうでいろいろと会社のほう、あるいは市のほうも助言をいただいている指導を仰いでいるところでございます。

この間の説明会で問題になっておったのは、木材片が中に混入されておるというようなところで、それ以外のところについては、私どもそういう専門家ではございませんので、盛り土の工事の施工の仕方が不適切だったのかどうかというところについては私どものほうでは現在調べておりませんし、わかりかねることかと思えます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、問題になっているのは、再度災害の防止ということで、地元住民の方、いろいろ心配しておるんですね。

それで、工事開始に当たって、市長に対して意見が求められての市長の回答というのがありますね。平成17年にそういう公告を出したときに、市長は県に対して、土砂などが海に流れ込んで汚濁しないように県にしっかり指導してくださいという意見をつけて了解をしてるんですね。それは、資料をお持ちですか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 今、委員がおっしゃられておるのは、平成18年2月。

この中には、確かに今、御指摘のありました「開発行為の実施に伴う土砂の流出等により公共用水域を汚濁しないように適切な措置を講じるべき」というようなことで開発行為の意見書を出しております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ここに明確に言っているのは、「開発行為の実施に伴う土砂の流出により公共用水域を汚濁しないように適切な措置を講じるよう指導されたい」と。これは、結局開発行為の問題で、開発が終わった後は指導できないという立場でもおるわけですね。だから、非常に微妙な表現なんですけども。

現状で言えば、開発行為が終わった後でも特に土砂の流出なり汚濁なりの問題が出てることなので、これについて助言というような話に終わっておるわけなんですけども、やはり市としてもこれはもう少し効果的な方法を実施するように指導すべき立場にあるのではないかというように思うんですが、これはいかがですか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室長（中田眞一郎） 確かに委員のおっしゃるように、今回の起こりました土

砂災害に対して直接の原因者である会社のほうが何もアクションを起こさないというようなことになると、これはもう住民の安心、安全を脅かす行為というようなことで、私どもも会社に対して強くものを言っていきたいというふうに思います。

しかし、過去2回地元説明会を開いたと。それから、今回の土砂災害の現場についても二次災害の防止の施策がもう既に行われておると。残りの盛り土8カ所のうち、特に残りの1カ所が危険であるというようなことから、地質業者に依頼して、そのボーリング調査も行っただけで今度適切な対応をやっていくというようなこと。

それから、技術面では常に洲本農林の治山課に会社みずから出向いて指導を仰いでおるというようなことから、適切な対応を今現在ではしていただいているのかなというようなことで、会社の動向については注視していきたいというふうに思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 市の農業振興部のほうに、新たに隣地開発の申請があがってますね。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 最近の話ですか。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この事故が起こって、協議をしている経過の中でです。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 今、ふとんかご等で応急工事といいますが、濁流水を流さないような措置を講じております。ただ、それは応急工事でございますので、今後、本格的な復旧工事に入っていきます。

その中で今、管理道路が崩れておりますので、その管理道路を復旧するに当たって切土面のところが出てきます。その計画区域の変更ということであがっているというふうに思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その開発申請の面積はどうなってますか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 済みません、面積までは市長公室のほうでは確認は今とれておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私の調べたところでありますと0.36ヘクタール、つまりこれは360平米かと思ったら違うんですね、3,600平米ですね。それだけの面積です。

それで、事業協定書のほうを見ると、この事業内容の著しい変更または周辺地域の環境に影響を与える恐れがあるときは速やかに甲に通知し、甲乙誠意をもって解決を図るということがこの協定書第2条の5項に書かれています。

それから、第4条については、これも同じようなことなんですけども、協議をするということが入っておるわけですが、この事前の協議というのがこの開発、約4,000平米、これの開発申請をするということについての事前の話し合いが地元と持たれていないということなんですけどね。これはちょっと協定に違反していることになりませんか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 今のウインドファームの南あわじ市に常駐されている職員の方は地元とも非常に積極的にお話し合いをしている方でございます。

ここらについて、丸山地区の自治会長さんにお話をしたかどうかというような、市役所では今把握をしておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、そういう隣地開発事業の著しい変更というところに該当するんではないかと。

今まででも相当土砂の流出もあったし、こういう掘削した、あるいは影響というのは海にも当然出てくるということで、これについては、やっぱりこれ以上山をさわってほしくないというような声が出てるんですね。

この事前協議の対象であるのに協議をしないで市に申請をあげたと。市は許可したんですか。

○熊田 司委員長          市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣）          これは農業振興部経由で治山課のほうにあがってくるんだと思うんですが、その結果がどうなってるかは把握しておりません。

○熊田 司委員長          蛭子委員。

○蛭子智彦委員          もし、事前協議をしないでさわったと、それを市が許可したということになると、この協定の内容が守られていないということになると思うんですね。今それをちょっと地域の住民の方、言っておるんですよ。その点の対応をどうされますか。

○熊田 司委員長          市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣）          ウインドファーム、それから甲乙双方でこれを協定しておりますので、ウインドファームから地元の自治会長さんにこのことについて事前協議が必要かどうか、話し合っていていただくようウインドファームには伝えます。

○熊田 司委員長          蛭子委員。

○蛭子智彦委員          でも、市のほうに申請があがって許可していたとしたら、市にも責任がありますね。

○熊田 司委員長          市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）          今、農林のほうにあがってきておる申請は市のほうを経由して、最終的には県のほうで御判断をされるのかなというふうに思います。県の許可行為ということになるのかと思います。

当然、私のほうからも自治会長さん、あるいは会社のほうにこの管理道のつけかえについて事前に協議をしておったのかという確認はしてみますし、もし、されていないようでしたら会社に地元自治会を中心に協議をしていただきたいという旨のことは、私のほうからは言わせていただきます。

ただ、最終的に県のほうの、こういう土砂災害が起きた直後でございますので、県のほうもそのあたりは申請人に対して聞き取りをするものと、してから判断というふうには思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 でも、実際、現場を見ると、管理道のつけかえをして工事をしているように見えるんですよね。それをしてないのであれば、それで結構です。そのあたりの確認もしていただけたらと思います。

復旧工事もやってますでしょう、今ね。一定部分進んでるし、さくもつくってると。その作業をするために新たに掘削が必要だったということだったので、既に終わってるもののような印象もあるんですよ。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 申請が出て許可をしておるんかどうかも含めて、現場も一度見て確認したいと思います。

○熊田 司委員長 それでは、ほかに。  
原口委員。

○原口育大委員 そしたら、風力のことが出てますんでちょっと聞きたいんですけど、C E Fについては、企業誘致条例の対象になって入ってきた企業なんでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） この風力発電施設については、企業誘致条例の指定というんですか、それはなかったように思います。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうしたら、固定資産税の減免とか、そんなことなかったということだと思うんですけど、そうしたら、私、心配するのは、仮に事業が撤退したりしたときの取り決めというのはきちっと何かできておるんですか。できておると思うんですけど、どんなことになるんですか。

というのは、今、東浦の観音さん、この前、空き家の質問させてもらいましたけど、あれ、結局、所在者というか、所有者なしで、市が管理せなしゃあないような状況になって、この前、ネット張ったわけですけど、それで500万円ほど市が持ち出しとるんですけどね。

仮にですよ、こんなんないと思うんですけど、放置されるようなことがあったときとかのことは、そういう心配はないようなことができてるんでしょうか。

○熊田 司委員長          市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）          風力発電施設は、一部では耐用年数が17年とかいうようなことも言われております。

撤退するときの文書等については、私どものほうでは見たことはございません。その辺は明確に記したものは無いというふうに思います。

○熊田 司委員長          原口委員。

○原口育大委員          今の質問についてはそれでいいんですけど、もし、倒産とかで放置されるようなことがあったら、後々大変なことかなというふうに思うので、ちょっとそこが気になってます。

先ほど来、協定に基づく何か話が出てるんですけど、その協定書というのを私は見てないので、なかなかよく今の質疑が見えなかったんですけど、今、話し合われてた、質疑されてた内容の協定というのは、もし資料としていただけるんなら見せてほしいなと思うんですけど。

委員長、この資料というのは委員長は見たことあるんですか。

○熊田 司委員長          ないです。  
原口委員。

○原口育大委員          その資料があるんだったら、見ながらまた後の意見書とかの討議に使いたいなと思うんですけど。

○熊田 司委員長          蛭子委員。

○蛭子智彦委員          ホームページというか、こういう運動をやっている方々のページにも出てるし、あちらこちらに出回っているものだと思うんですけどね。

だから、関心を持って見ようと思えばいつでも見られる状態になってるというものだと思います。

○熊田 司委員長          室長、資料ということで、こちらのほうから請求して、出していた

だけですか。

どないですか、ほかの委員の方。一度、資料として。

済みませんが、資料として委員のほうにお願いします。

その間にほかに何か質問があったら。ございませんか。

途中で打ち切るかもわかりませんが、一応、資料が届く間、時間がもったいないので、もし何かほかに。

北村委員。

○北村利夫委員        この所管事務の中に、市有財産の維持管理と財源の確保というのがあるんですけども、やはり市有財産の管理なんですけども、耐用年数を過ぎた、いわゆる公共施設というのはどれぐらいあるんでしょうか。

○熊田 司委員長        管財課長。

○管財課長（堤 省司）        市の建物ということで解釈させていただきたいんですが、すけれども、耐用年数というのは、一般的に鉄筋コンクリートの建物で50年というふうに記憶してございます。

それぞれの施設につきましては、それぞれの施設の所管課で維持管理、保全も行っております。その中でできるだけ長期にその期間にこだわらず耐用年数以上使用できるよう保全をしていくというふうな考え方をっております。

以上です。

○熊田 司委員長        北村委員。

○北村利夫委員        考え方を聞いているのじゃなしに、どれぐらいあるんやということを聞いてるんですけど。

○熊田 司委員長        管財課長。

○管財課長（堤 省司）        今ちょっと資料を調査いたしますので、しばらくお待ちください。

○熊田 司委員長        皆さん、手元のほうに事業協定書、届いていると思いますので、一度御確認ください。

管財課長、ある程度の時間で報告できますか。

管財課長。

○管財課長（堤 省司） 今、手元の資料では持っておりませんので、後刻という形にさせていただきたいと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの事業協定書の関係で、少し気になる情報ということで、このウインドファーム、全国展開をしている事業体であるということですね。

それで、現在7カ所の風力発電所を運営をしていると。その合計が9万3,500キロワットの発電能力を持っているということになっているようですね。これ、ホームページ上で出てる話、ウインドファームの会社のね。9万3,500キロワット出ると。

ところが、これは平成21年3月31日付なんですが、株式会社きんでんが、このウインドファームを子会社、風力発電施設の二つの会社をきんでんの子会社化をしたと。一つは、これは和歌山県の日高にある白馬ウインドファーム。ここの発電能力は1,500キロワット掛ける20基で3万キロワットの発電能力。それから、白滝山のほうが、これが2,500キロワット掛ける20基で5万キロワット。つまり8万キロワット。現在所有しているのが9万3,500キロワットですから、平成21年に自分のところの持っている能力の約半分をきんでんに売却するというふうなことになるわけですね。

これだけを見てどうということも言えないわけですが、なかなか経営環境厳しい中に置かれてるのかなという印象をちょっと持ったんですね、この情報を聞いたときにね。非常に頑張っている企業ということで地元も期待もしておるわけですが、こうしたいきさつを見てみると、先ほど撤退したらどうなるんだという不安が住民の中で出てるというのも無理からぬ話かなと。そのあたり一度事情もわかる範囲で調べてもらえたらということでもちょっとお願いしておったんですが、どんな状況ですか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 蛭子委員のほうからはこういうお話を事前にいただいております。しかしながら、その裏の事情、売却した事情というところまでは私どもも調べがつかない状況で、事実、今2カ所、合計8万キロワットの発電施設を売却したと、それも筆頭株主であるきんでんに売却したという事実関係だけは確認をさせていただいておりますが、その裏の事情につきましては、私どものほうでは知るよしもございませんし、調査できる能力もなかったということで御了解いただきたいと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、例えばきんでんさんなり、あるいはウインドファームの鎌田社長なりに聞いた上でのことですか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） この関係については、両社にも問い合わせ等を行っておりません。私がネットで調べた範囲でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、インターネットで見てもわかりませんわな、これ。それは失礼ですけどね、厳しい環境というふうなことは失礼かもわかりませんが、やはり住民の方が非常に不安がっていることの一つにもあるということからしたら、聞くぐらいは聞いてもいいんじゃないんですか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 当然、ウインドファーム、聞くとすれば私どもの関係のあるウインドファーム。つい先日、2月6日でございます。地元説明会におきまして鎌田社長にも初めてお越しをいただきました。

実は、私もそのときが社長にお会いしたのは初めてで、初めてお会いしてそういうお話も何かなということで、次回お会いしたときには聞いてみたいと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう、きょうこういうことでC E Fの問題も審議をすると、それから年末の忙しいときに丸山、阿那賀区長会ということで要望書も上がってきておるわけでしょう。市民は必死になっておるのに、そんな対応でいいんですか。これはいかんと思いますよ。

初めて会うたから失礼やというような話でないでしょう。市民に対してどういう説明をするかということなんです。そういう姿勢はやっぱ、これはまた、こんな話聞いたら地域の人たちは大変ですよ。

○熊田 司委員長          市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）          年末、自治会を初めいろいろ大勢の方が要望書を市のほう、あるいは市議会のほうにも提出をいただきました。

その主な内容としては、こういう2カ所を売り渡したというような中身よりも、市民の安全、安心が脅かされておると、市も中に入って、議会も中に入って、早くこの不安を解消してほしいというような要望の趣旨が主だったかと思っておりますので、今はその方に全勢力をつぎ込んで市民の不安を解消するような、そういうことを会社とともに、県とともにやっていきたいというような思いで、この2カ所の売り渡しの状況を調べるということが後回しになったというようなことでございます。

○熊田 司委員長          蛭子委員。

○蛭子智彦委員          それは、ちゃんとした工事をしてもらえるのか、将来にわたって安定した運用をしてくれるのかということは常に地元の人たちは思っていますよ。それは、話を聞けばすぐわかることですね。僕らも何回もそういうことは聞いてますわ。

実際に北海道のほうでも老朽化した施設を放置されておったりというケースも出てくるんですね。こういう会社経営というのは、いいときは物すごくいいし、少し調子悪くなると大変なことになると。

バックボーンがきんでんとか関電とか、割と信用力のある会社であれば、これは何とかしてくれるであろうという思いがあるわけですが、やっぱり、大変失礼な言い方になるんですが、この親会社のCEFというのは、なかなかそこまでの、きんでんや関電ほど信用力、信用性というのはなかなかちょっと厳しいものがあるんでないかということは以前から指摘をされておりましたし、事実、こういうことがわかったということでさらに不安感を募らせている住民の方も多いと思いますのでね。

先ほどの、工事協定、事業協定についても供託金を積んでもらわなあかんという話も出てたと思うんですよ、供託金。事業の展開に当たって供託金を積んでほしいという声も当初から、平成17年のこの地区との協定書を結ぶときにも供託金の話は出てたというふう聞いてます。ここには盛り込まれてないんですけども。供託金の話も出ておるんですよ。

そういうことは、やはり立ち会いをした上で市長もいろんな指導もしていただいているわけですから、こういう住民の声というのは、やっぱりちゃんと受けとめていただいての対応、聞くぐらいはやっぱり聞いてもらうと。これは言ってくれませんでした、わかりませんでしたということであれば、それはまた会社の対応でしょうけど、聞くことさえもやってないということであれば、お忙しいのやと思うんですけど、それはちょっと違うん違いますか。

○熊田 司委員長            市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）            今、お話の出ました8万キロワット、2カ所の分については私のほうから会社関係のほうに一度確認をしてみたいと思います。

それから、今お配りをさせていただいております事業協定書ということで、私どもの市長が立会人になっております。

ただ、基本的には甲乙ということで、地元自治会、それから会社が直接協議、詰めを行った、その後に市長が判を押したということで、その協議の中には市長が入っておらなかったというようなことで、直接的には地元自治会と会社がそういう、今、蛭子委員のほうからお話も出ました供託金というんですか、その辺についても、その両社で話し合うた結果がこの協定書ということにあらわれておるというふうには、私どものほうでは理解はしております。

○熊田 司委員長            蛭子委員。

○蛭子智彦委員            それは、当時、室長じゃなかったからそうおっしゃるんでしょうけども、実際に当事者の話では、市とも相談もした上での内容のことになったと。最初、市長にも相談したそうですよ。

何を相談したかということ、地元自治会に風力売電したうちの1000分の1を地元対策として要望ということも地域から出てるというような話をしたけれども、そういうことであれば市長としてはなかなか立会人としての判こを押すことはできないというようなりアルな話も聞きました。

というよりは、やっぱり安全確保のための協定書を結んで、例えば保険で対応するとかというようなことであれば、その立会人ということについてはしまししょうと。しかし、地元でそれだけのお金を要求するということについて、市長は市長としての立場として会社に要求するということとはできないというような話まであったというふうに、当事者の方は言っていましたね。

だから、具体的には市も内容について何も知らないということじゃないはずなんです。供託金の話も当然知ってるべき内容だと思います。だから、詳しくそういう事情も地元の方々とよく話をさせていただいて、やはりこれまでの経緯をしっかりと踏まえた対応をしていただかないと食い違いも出てくる。

だから、全然、市長は何もわけもわからずに判こを押したことじゃないと思うんです。内容も十分聞いた上で押している中身だと思うので、そのあたり、やはりちょっと説明が違うと思いますので、訂正をしておいていただきたいと思います。

○熊田 司委員長            市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）            当然、立会人になっておるのは事実でございます。

しかしながら、この項目につきましては、先ほども言いましたように直接的には地元自治会、それからそこに立ち上げる会社という、この二者で逐一詰めを行ったというふうに解釈しておりますので、今、申し上げました供託金であるとか、あるいは電力の1000分の1とかいうことにつきましては、この二者で詰めを行っておったができなかったというふうには解釈させていただいておりますので。

当然、市も逃げるわけではございませんが、この協定に関しましては直接的には地元と、それと電力会社というふうに理解しております。

○熊田 司委員長            蛭子委員。

○蛭子智彦委員            なかなか認めないようですけどね、内容を確認もしないでこういう公印なんか押せるものじゃないと思うんですよね。内容をつかんだ上での公印だというふうに、普通は思いますからね。それは、ちょっと通らん話だと思いますよ、それは通らん話だと思う。

だから、室長は聞いてないだけの話であって、引き継ぎをされてないというだけの話であると思います。

だから、供託金の話も当然これまでもされてきてるし、その背景には会社経営に対しての不安感、信用力に対する不安感というのがあるんだということなんです。それを踏まえて今後の対応も考えていただきたいと思います。

私のほうからは終わりたいと思います。

○熊田 司委員長            ほかに。

原口委員。

○原口育大委員            防災課のほうにちょっとお聞きしたいんですけど、消防の分署と出張所が今、南淡と西淡の出張所があるんですけど、私の感覚として、西淡出張所なんか特に狭くて、いろんな必要なスペース等に不自由しておるといようなことを聞いたことがあるんですけど、そういう実態はないですか。

○熊田 司委員長            防災課長。

○防災課長（松下良卓） 西淡出張所につきましては、若干敷地の部分が少し狭いというようなことは聞いております。

ただ、ほかの淡路島内の出張所と比べても車両も1台多いとかという部分がありますので、設備のほうについては同等の設備がされておるといふうには思っています。

以上です。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 当然、設備は十分されておると思うんですけど、その必要な部屋とか、そういう何かスペースが足りないような話をちょっと聞いたんですけど、そういうことでもないですか。

設備を例えば、どう言うんかな、除染とは言わんでしょけど、何か洗浄したり、保管したりするようなスペースとか、必要とされるものが十分に取れないような話はないですか、別に。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 防災課のほうには、そこまでの内容についてはまだ報告とか、そういうお話はございません。

以上でございます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 以前、南淡分署のほうも大型の車とかを入れるのにはスペースが足りないような話も聞いたことがあるんですけど、そこら辺はもう解消してるんですか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 南淡分署は車両1台追加というようなこともあって、それで増築もしまして、そういう対策はもうなされております。

以上でございます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 新庁舎が何年か先にできるという中で、今、西淡出張所と分署と、個

人的に思うんですけど、どこか新しいところにでも統合して建て直すようなことも考えてええん違うかなと思うんですけど、これは広域で考える話だとは思いますが、市として、そういう施設が古くなっておるような気もするんですけど、統合とか整備とかというふうな必要性とかは特に感じるようなことではないですか、感じてないですか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 原口委員言われるのは、広域消防の今後どのような充実した組織体制に変わってくるかというような部分かとは思いますが、私どもにしましたら、仮に西淡出張所と南淡分署が一つの建物になった場合、やはり住民の方々がどこかの住民の方々が南淡分署とか場所が変わったら、救急車とかの救急の時間に対して若干不安を感じるとかという部分も出てこようかと思えますし、また、広域の消防の組織としたら、できれば1カ所に施設を統合して人員をその分配置して設備も充実するというような考え方もあろうかと思うんですけども、その私が今言いましたようなことは、今後、広域の議会の中でも議論をされるかとは思いますが、まだ今の段階で、各3市の消防担当の課長会とかでは、まだそこまでは話は下がってはおりません。

以上です。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、例えば西淡出張所の職員の配置とかの中で、出払ってしまうと、結局、南淡から応援に行かないといかんとかいうことはあると思うんですね。

その職員の体制とか、そういういろいろ考えたら、地理的条件からしてもどこかしかりとしたところに1カ所整備をして、出動体制とか待機の体制とかも、言うたら充実するん違うかなというふうな気もするし、広域の側からしても経費とかいろいろメリットも多いような気がするので、市として、やはり新庁舎と連動さすぐらいの考えで整備するように検討いただけたらいいんじゃないかなというふうに。本庁のビルも何か建てかえの話になっておるといようなことも聞きますので、あわせて市のほうも、もしそういうことを感じるころがあれば、ぜひ検討し直していただいて、要望というか、していかれたほうがいいような気がしてます。

特に地理的に考えたら、さっき言いましたように、今の場所に二つあるのと、どこか1カ所にすると、それは到達時間が若干おくれるところは出るかもわかりませんが、許容範囲の中でできるん違うかなというふうなことも一回検証してもらって、よりよい方向に持っていつてもらったらなというふうに思いますので、ぜひそういうことも担当課として課題に挙げて研究をしていただきたいなと思うんですけど、いかがですか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 今、原口委員申されましたとおり、特に西淡出張所の場合は所長を入れて11名というような体制で、それで交代勤務をされておりますので、事案が重なれば双方、南淡分署との共同で現場へ行くというような状態です。

また広域消防でも、南淡分署から5分圏内で行ける範囲とか10分以内で行ける範囲とかというのを淡路島の地図の上で検証もしたりしております。

今申されましたような、今後の配置、まず配置をどういうふうにしていくか、また場所にしてもどのようにしていくかというのは、これは淡路全島の出張所のことも含んでくるような形になりますので、そこら辺もまた広域で、3市の消防担当の会があれば、今後の広域消防の考え方というものを、また進行整備計画というのを、またお聞きはしたいというふうには思います。

以上です。

○熊田 司委員長 ここで暫時休憩をいたします。

再開を、午前11時5分とさせていただきます。

（休憩 午前10時55分）

（再開 午前11時05分）

○熊田 司委員長 それでは、再開をいたします。

質疑ございませんか。

防災課長。

○防災課長（松下良卓） 先ほどの原口委員の御質問の中で、2点追加して答弁、説明させていただきます。

まず、西淡出張所の整備ということで、今、計画では平成24年度、汚物の処理の施設を整備をするというような計画でおります。

それと、西淡出張所と南淡分署の統合の考え方とかいうのを今、広域消防のほうで消防力の整備の調査をされておまして、今後、新年度に入りますと、またその調査結果に基づいて3市の消防担当の課長方の意見を聞くような機会があるというようなことを報告いただきましたので、今、報告させていただきます。

以上です。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 汚物処理の施設の話で今思い出したんですけど、そのことでちょっと、そのスペースがなかなか取るほど余裕がないねんという話を、個人的に聞いたんですけどね、きちっとした話なんかどうかというのはちょっとわからんので、それはできるんやと思いますけど、一回、大丈夫なんかどうか、ちょっと見とったってほしいなど。

そういうことも含めて、もうぎゅうぎゅうでかなり厳しい状況にあるような話をちょっと聞いたものでさっき質問させていただいたんで、一度確認だけしておいていただいたらなというふうに思います。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） それでは、西淡出張所の整備の工事の関係とか、また建物の中のいろんな状況も今後聞き取りもさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○熊田 司委員長 ほかに。

北村委員。

○北村利夫委員 財源の確保ということも我々の調査項目にあるわけなんですけども、財源の確保の方法ってどういうことを考えられているんですか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 一般的に思いつくのは、要は遊休財産の処分ということになると思います。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 その遊休財産というのはどれぐらいあるんですか。

わからなかったら、それでええよってに。

○熊田 司委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 普通財産の土地で申しますと、普通財産の土地が１５３．９ヘクタールございます。  
以上です。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる普通財産なんですけれども、まだ普通財産に移行してない遊休資産というのはあるんでしょうか。

○熊田 司委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） それぞれ所管課におきまして土地建物を管理してございますが、その目的をなくしたものは、当然、普通財産に移管いたします。  
普通財産に移管するに当たりましては、その土地の境界の画定等、建物がありましたら建物の撤去等、それを行いまして普通財産に移管するという形をとってございます。  
以上です。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 その売却可能、いわゆる遊休資産ですよね。それは、どのように市民の方に、それを広報されているんかどうか。

○熊田 司委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 遊休資産として、一般の方に購入いただける土地をこちらのほうで選定いたしまして、公募により入札を行っておるということでございまして、広報紙並びにホームページで公表して売却を行ってございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そういう一覧が、いわゆるインターネット等で見れるということなんですか。

○熊田 司委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 入札の都度、インターネットで公表して市民の方に見ていただけます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、この物件を売り出しますよということを広報しない限り一覧表では見れないということなんですか。

○熊田 司委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 今の状態はそういった形をとってございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 というのは、できるだけその部分を一覧で出して市民が、島外の人でもそうですけども、見れるようにしといたら、売却というのはもうちょっといくんじやないかなという気はするんですが、いかがですか。

○熊田 司委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 今、委員から御意見いただきました部分でございますけれども、全部というふうなことになりますと、その土地の、当然所在、境界の画定とかいう部分が大きいでございますが、その辺の境界、今の利用の形態、利用してないところが普通財産でございますけれども、そういった現状等もすべて把握した上でする必要がございます。

それが理想的とは思いますが、まだそこには至ってないというふうな形でございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 仮に売れたとして、それが自主財源になるということなんですか。

○熊田 司委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） そのとおりでございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 その金額は、全額自主財源になるんですか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） そのように考えてございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 普通、自主財源の確保といたら、いわゆる交付税、交付金との兼ね合いというのはないんですね、そしたら。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 交付税に影響はございません、一般財源でございますので。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 普通、自主財源を確保したときには、その25%、いわゆる75%が財源から引かれるというような話を以前聞いたことがあるねんけども、そういうことは一切ないということなんですか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 普通財産の処分については、そういうことは一切ございません。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 としたら、どういう財産を処分したときなんですか。処分じゃなしに、収入としてあげたときに、そういう交付税との兼ね合いで出てくるんですか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 処分というのは当然、普通財産でございますが、普通財産については、今申し上げましたように交付税で引かれるというようなものではございません。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そやから、交付税で引かれる対象というのはあるんでしょう。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 通常の税收等のことでございますか。ほとんどは、引かれるのは税收ということになると思います。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 税收、いわゆる固定資産税とか、そういう話になってくるわけですか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） そうでございます。

○熊田 司委員長 ほかに。  
財務部長。

○財務部長（土井本環） 各種税收は基準財政収入額に75%算入されますので、例えば、市が財源を求めて新たな税をかけるということになれば、先ほどおっしゃった25%しか入らないと。

売却については自主財源丸々になりますので、現在のところ公共施設等整備基金にほとんどを積み立てて基金で持っているというのが現状です。

税以外には、御承知のとおり譲与税、それから交付金の部分が差し引きされますので、それもつけ加えさせていただきます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 普通財産に移行したやつはかからないということなんですけども、普

通財産にしてない公共施設というのはあるはずなんですよね。例えば、廃校になった学校等は、まだ、いわゆる普通財産に移してないということなんですけども、その担当課でそれをどない利用するかというのを決めないと普通財産のほうに移行できないんですか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） とりあえずは行政財産で、学校に使われておって行政財産。ただ、その使途については引き続いて教育の行政財産として使用するのか、普通財産に落として売却するのか、そこらは決定した段階でそうした切りかえを行っていくというふうなことなんで。

例えば学校に使いよっても、今度、何か施設を建てかえするということになれば、引き続き行政財産になるし、例えば旧の丸山小学校なんかはもう普通財産に落として公募掛けて売却の方向でやっておるんですけれども、売却に至っていないというふうなことなんで。ただ、そこに至らん行政財産がそのままあるというのは現実です。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる旧町、今、支所として使っておるところ。あれ、基本的には売却やという話なんですけども、もちろん地元でいろいろ考えるんやろうけども、基本的には売却やということは、それも売却する場合は、やっぱり普通財産に切りかえるという話になるんですか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 売却する場合は普通財産に切りかえます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そうしたら、それは地元でそのまま使うと、地元のまちづくりの中で使うという話になれば、それは地元が無償で貸与ということになるんですか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 地元で土地を持つとかいうことについては好ましいことではないので、どこかの市役所の所管の部分で持っておって、まちづくりに活用すること

になるかと思えます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そうなった場合に、建物自身は、そんなんやったらもうとにかく市でつぶしてくれと、あとの更地だけをまちづくりで使いたいねんということも可能なわけですね。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 建物をつぶして、あと何かまちづくりで活用するという場合に、どういう活用の仕方を、例えば小さい建物をまた建てて地域の活性化に使うということであれば、市の建物として建てて、そのまちづくりの活用にしてもらうのか。もう更地にしておいて、地元がそういうお金を出して建物を建ててまちづくりに使うのか、それによってちょっと異なってくるかなと思います。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 入札のことでちょっと伺いたいんですけど、きょう机上配付していただいていた、きょうじゃないかな、していただいた行革の実施計画進捗管理表等にも出てるんですけど、まず、この管理表で33ページに入札のことが出てます。

効果として、「最低制限価格を類推しにくくするとともに、情報管理の徹底を図り、入札契約制度の信頼性が図られた」となっておるんですけど、これはどういうことによってそういう効果が出たんでしょうか。

○熊田 司委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 最低制限価格の類推をしにくくするという部分につきましては、乱数の発生によるランダム係数による最低制限価格の算定、加算という部分で行ってございます。そのように考えてございます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 ランダム係数、市内業者への入札について幅を持たせているというのはこの前からやられてて、引き続き3月まではそのままいくと聞いておるんですけど、同

じく問題点の中で、これは直接ランダム係数が原因とはいいいませんが、「応札額すべてが最低制限価格を下回る場合、または第1回入札で1社以外最低制限価格を下回る場合、入札打ち切りとなって発注が遅延し、事務事業に支障が生じた」となってるんですけども、私はある程度、これもランダム係数も影響しているような気がしてますし、最近の入札をホームページで見ていると、例えば12月議会で可決した分の電気自動車の充電器スタンドについては不落になったと思うんですけども、これはどのような状況で不落になりましたか。

○熊田 司委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） その業者数はちょっと記憶にございませんけれども、応札された業者がすべて最低制限価格を下回ったということで失格という扱いにさせていただきます。

以上です。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 これは、ランダム係数とかは関係ないんですか。

○熊田 司委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） ランダム係数を取り入れております。

以上です。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 それで影響はなかったですか、それについては。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） ランダム係数は取り入れておるんですが、この失格の原因については上乗せのランダムには直接関係ないというふうに分析しております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員        はっきりした金額は覚えてないんですけど、その全員が最低制限価格を下回った。かつ、10社ぐらいあったような気がするんですけど、その数字が400万円ぐらいから300万円ぐらいまで、一番上と下で100万円ほど差があったと思います。

かつ、それがまだ最低制限価格を下回っておるということは、今度やるとしたら、それより高いのが妥当という判断になると思うんですけど、ようわかりませんねんけど、こんな製品を購入するようなものがメインのもので、そんな差が出て、わざわざ高い買い物をせんなんのかなという、何か無駄遣いのような気がするんですけど、そういうことはないですか。

○熊田 司委員長        財務部長。

○財務部長（土井本環）        ほとんどが購入して、工事費、工事の部分が少ない件でありまして、設計額の一部見直しを行って、要は購入の部分を設計額にどのぐらい載せておったかと。それ以外に、それだけでは設計変更になりませんので、別の部分を訂正して設計のやり直しを行って、再度入札に付すということにしております。

○熊田 司委員長        原口委員。

○原口育大委員        ということは、今回、一番上限で最低制限価格を上回ったけども、今度はそれとは無関係に、もう一回入札が行われるというふうに考えていいんですか。

○熊田 司委員長        財務部長。

○財務部長（土井本環）        要するに、設計の部分で市が設計した部分と業者が見積もりをその金抜きからはじいた額に差があったと。

そやから、ランダムについては0.5%から3%の範囲でランダム係数をやりますので、さほど影響はなかったんかなと。

ただ、設計の試算をする中で、どのように設計したかというところに問題があったんじゃないかなというふうに私どもは分析しております。

○熊田 司委員長        原口委員。

○原口育大委員        市民から見ると無駄遣いに見えてしまうんで、そこら辺、しっかりと設計していただいて、業者がみんなできる言うて、それではまだ安すぎるというのは、どうも納得しがたい部分があるという認識です。

それと、小学校の太陽光パネルのやつもかなりの業者が最低制限価格下回ってて、それ  
もかなり金額差が出ておると思うんです。これも同じようなことでないかなという、  
それは落札されましたから、もう決まったと思うんですけど。

何か、それも無駄が発生しておるような気がする、今の同じような考え方に近いと思う  
んで、そこら辺の最初の積算というか、部分をしっかりとやっていただかないと無駄が出  
ておるような気がするんで、そこら辺を徹底してほしいなど。

もう一つ、私としてはランダムについても今回、二、三回分の入札を見てたら、かなり  
が何かランダムの影響かなと思うような失格も出たりしてるように見受けましたんで、み  
んな一生懸命積算して出されてるんだから、今ここまで来たら、ここまで改善された以上  
はランダムは取りやめるべきだというふうに、そのほうが3%でも市の節約になるんで、  
それでも業者さんは納得するん違うかなと。入札の状況を見てて思いましたので、ぜひ検  
討いただきたいと思います。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 検討はさせていただきますけれども、要するに、最低制限価  
格を設けるか設けないかというところが1点大きな問題があると思うんです。

これについては、平成12年かに公共工事の入札及び契約に関する法律ができて、  
そこでの、要は低価格でのダンピングというところについては避けなさいよという義務的  
なそういうことを、義務的努力というんですか、努力義務というんですか、そういう項目  
を設けられて、国のほうで低入札価格制度を設けて、そこらの低入札の価格のラインを最  
初は70、75ぐらいできておったんやけれども、それが80になり、85になり、要は  
業者の育成、それから景気の活性化をねらった手法として取り入れられておるんです。

そうしたことから、最低制限価格を設けるべきとして、うちの市としても最初は70か  
75ぐらいでおったんやけども、そうした国の指導によって最低制限価格を上げてきたと。

その上に、市内特例の加算を設けてるというところに高どまりしてるというところがあ  
るんで、これを例えばどのようにすれば一番いいのかというのは以前の議会でのやりとり  
の中で回答させていただきましたけれども、100%これでいけばいいんですよとかいう  
部分はないわけで、こっちの業者はこうしてほしい、またこっちの業者はこうしてほしい  
と。

今のランダム係数についても、ある業者はそれは継続してほしいと、ある業者はもうな  
くしたらええんでないかと、こういうふうなことなんで、できれば業者が統一した見解で  
ランダムなくしてくれということであれば、そのように市もしやすいんですけども、なか  
なかランダムにしとってなくしたは、ランダムあったほうがよかったわという業者も必ず  
おるわけなんで、そこらあたり、市としては当面はそうしたランダム係数を採用して、市

内の特例の上乗せ部分をランダムで行って、極力安い価格で応札してもらうということについては避けていただくというふうな手法を、現在のところは若干ながら継続するという方針で考えておるわけなんです。検討は今後もさせていただきたいというふうには思っております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 最低制限価格は要と思いますし、市内特例とランダムは、私は個人的には要らんと考えてますんで、また検討いただきたいと思うんですけど。

問題点の2の中で、「設計業務の委託契約は最低制限価格制度を設けていないため、過度な価格競争によるダンピング受注が発生し、契約内容も適正な履行及び成果品の品質が確保されない恐れがある」と書かれておるんですけど、これは今の部長のお話からするとこれにも入れないといけないという認識ですか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 工事を伴う設計については、最低制限価格を平成23年4月から実施しております。

平成23年10月から管理に関する部分も最低制限価格を設けて、その対策を講じてるところでございます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 最低制限価格については、当然あってええかなと思うんですけど、さっき言いましたように、業者が全部出してみたら、それが全部最低制限価格を下回ってしまうようなというのは、ちょっとこっちの努力不足というか、無駄を省けてないというふうに思いますんで、そこはしっかりできるような態勢にしてほしいというふうに思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと今のに関連してなんですが、ランダム係数を導入する背景として、非常に最低制限価格いっぱいいっぱいの落札工事が数件続いたと。ここに入札妨害の疑いというようなことも発生をする中でランダム係数の導入が図られたというふうに理解しておるわけなんですけど、やっぱり、そういうことを未然に防止するということが有効性はあったというふうに私は評価もしております。

一方で、過度な競争の中で健全な事業者が工事を請け負えないというようなことも言われたり、あるいは、これは議会報告会でもちょっと出たんですが、市の広報ですね、議会の広報。これを請け負っている印刷業者は市内に事業所を持っているけれども、実質は営業活動をそこでは余りやらない、ただ事務所があるだけというようなことがあって、こういうことについても一回調査をしてほしいというような声もあったんですが、いろんな契約を結ぶ際に、市内事業者ということに限定する場合がありますね。そうした場合、事業を評価をするのは非常に難しいとは思いますが、やはりそういう点も一定のリサーチというのは要るのかなというような思いもしておるわけですが、その点いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 市内業者の見分け方というものの調査ということですね。

その部分については指名願が出てきて、そこをどうするかというところについては、2年に一度きっちりと把握しておるように理解しておるんですけど。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは同業者の中で、広報の印刷のに関してなんですけれども、そういう話が出ておったもので、一度関心を持って見てみたいなと思っておりますので、これは総務の担当なんですか、どこでしょう。

○熊田 司委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 今、御質問の広報の印刷につきましては、所管課によりまして見積もりによる入札という形をとっております。見積書の徴取という形になってございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、これは議会報告会の中で出た話なので、どの程度の根拠があるのか信用性があるのか、それもちっとわからないんですけども、やはり、実際にそういう印刷会社同士の横の話の中で出たことだろうと。

実際にはそこには輪転機、営業所はあっても実質事業所は洲本市内にあって、間借りの部屋が少しあるだけというような、そういう契約を取るための営業所の設置というような、

そんなニュアンスがありましたもので、それでは市内業者にとっては非常に不本意というのか、納得できない部分があるんだというようなことでありましたので、一度、調査なり考え方なり示していただければなというふうに思っております。

その件に関してはそういうことです。これは、議会報告会で出た話ということであえて申し上げておきますので。

○熊田 司委員長           ほかに質疑ございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員           なければ、幾つかあるんですけれども、よろしいですか。

これは産経新聞と神戸新聞だけに出た話なんですが、いわゆる議決を受けずに審議会を開催をしたと。これについて、担当の幹部職員の処分をしたということがわかったという話だったんです。

これは、平成２２年にあった話が今ごろなぜ出るのかなという、ちょっと印象もあったんですが、そこで、これも議会報告会で出された話としてあるんですが、幹部職員というのは確かに処分されているけれども、財務部長であったり、市長公室長であったり、教育部長であったりというようなことなんですが、なぜ市長や副市長は処分されないのかと。

南あわじ市の処分というのは下に行くほど重いのかと、上は軽いのかと。むしろ、こういう問題は上に行くほど重いんじゃないかというようなことであったんですが、これは実際に副市長や市長は処分はされてないんでしょうか。

○熊田 司委員長           総務課長。

○総務課長（佃 信夫）       市長は処分はされておりましたが、副市長は譴責処分という処分がなされております。

市長につきましては、例えばいろいろな職員が不祥事を起こした場合の、懲戒処分をした場合においても市長に及ぶことはなかなかなくて、副市長がその事務の総括ということで、副市長が処分を受けるというのが通例ということになっております。

○熊田 司委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           そうしますと、ここには副市長というのは出ておらなかったもので、そういうことであれば、またそういう説明をさせていただきます。

市長はそういうみずからを自戒するというような意味でのみずからに科するということはないということなんですけれども、それはどういう原則に基づくものでしょうか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 原則というか、一般職とやはり特別職がございまして、特別職の処分については懲戒処分は及ばないということで、副市長につきましても、先ほど申し上げました譴責というような処分、一般職とは違った形での処分ということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 どういう点で違うのかということと、トップがこういうことについては処分なりはないというのは少し納得できない部分もあるんですが、一般職と特別職についての処分のあり方の違いについてもう一度説明いただけますか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 特別職については、地方公務員法が適用されないということになっております。また、特別職の身分根拠を定めた法律も制定されておらないということでございますので、自治法の附則の第9条に基づく政令によって今回、副市長は譴責というような処分が下されております。

特別職の場合は、処分内容は過怠金とか譴責というような種類がございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 わかりました。そういうことであれば、一定理解できる部分はあります。

副市長にあっては大変責任を感じてるということですので、それは結構でございます。もう1点よろしいでしょうか。

○熊田 司委員長 ほかにありませんか。  
原口委員。

○原口育大委員 南あわじ市企業誘致及び雇用振興基金条例について、ちょっと目的等を聞きたいんですけども、これで12月議会でも5億円の積み立てがされたわけですけども、この設置目的で、「現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、新たな雇用及び就業機会の創

出を図る事業を実施するため、南あわじ市企業誘致及び雇用振興基金を設置する」ということに目的はなっておると思うんですけども、この目的と大学誘致で5億円を積み立てて、そこへ充てるというふうな答弁があったように思うんです。

委員長報告の中でも、「大学誘致については、どれだけの投資があればこれだけの助成をするのかとの質疑に対して、今後の協議によるものであるが、施設整備に対する助成、誘致による経済効果を勘案しての奨励金等の助成になると思われると、具体的には協議中であるとの答弁であった」ということなんですけど、ここに積んだお金というのは、今言うみたいな目的からすると、ちょっと直接ストレートには使えないような、大学誘致の今までの説明だと、耐震とかという話だったと思うんで、そういうことには目的としてはなじまないような気がするんですけども、基金としてはそこら辺はどういうふうに考えての基金条例なんでしょうか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 直接的に雇用するということについては、それは当てはまらないとは思いますが、大学を誘致して経済効果を図って、例えば学生なりが市内の企業に雇用されるというふうなこと。

一番大きいのは経済効果をねらって、誘致されれば経済効果があるというふうなことから、この新たな雇用、就業機会の創出を図るという部分に当てはめて、そこについては大学の誘致も該当するということで、ここに基金を積み立てたというところでございます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 他市でいろいろ見てると、例えば入学生に対してのいろんな補助であったり、補助金というのか、そういうものの交付規則とか要綱とかで定めて継続的に奨励していくというのはよくわかるんですけども、この基金の目的からすると、余り耐震とか校舎の増築とかということにもし使うとしたら、ちょっと無理があるような気がする。

だから、別途それにふさわしいような規則とか要綱とかを定めて、しっかりと措置して出すべきでないかなというふうな気がするんですけども、今後、そういう話も出てくるかなという期待はしてますけど、今現状、この基金条例に積んだものがストレートにそういう耐震とかに使うとしたら、ちょっと目的外というふうな批判を受けるん違うかなという心配をしてます。そこら辺は大丈夫ですか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 耐震の助成の部分については、ほとんどが合併特例債で行うというところがございます。一部、一般財源、またこうした基金を活用させてもらうというところはございます。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 大学の誘致につきましては、この２４日に議員の皆さんに細目協定と、それから土地建物の契約関係について詳しく御説明する機会をいただきましたので、そのときに詳しく御説明をさせていただきたいと思います。

今、委員のほうから御指摘のございました建物の増改築、あるいは耐震補強にふさわしくないかというようなところも、現在のところでは補助金要綱をつくって、補助金で建物の増改築、あるいは耐震補強。それから、もう一方では、今言いました基金での奨励金というようなことで、企業誘致の優遇措置としては、その二本立てで考えております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 通常の企業だったら、企業誘致条例等で固定資産税なり法人税なりいろいろ考えられると思うんですけど、学校法人となるともともとそんなん課税されてませんから、単に地元で雇用されるとか、それ以外の経済効果ということになると思うんですよ。

それに見合ったような何か方法をきちっとした根拠をつくって支援していただきたいなと。でないと、また何か流用みたいな批判を受けるようなことのないようお願いしておきたいというふうに思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは三セクの関係以外の関係なんですけれども、これも議会報告会でもかなり出た話なのでちょっとお尋ねするんですが、裁判の途中で一部訴訟の請求額を認めて１，９７０万円支払うということなんです、この一部認めるということなんですけれども、これは農業公園のほうの説明を聞くと、当初から支払う予定だったというふうになるわけですが、訴訟の間で一部認めるということは、実質的には、訴訟的にはマイナスの話になるように思うんですけど、その点どうなのでしょうかね。農業公園の関係なので、これは社長、副市長にお尋ねせんとあかんわけなんです、いかがですか。

○熊田 司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 裁判の途中でございますので、詳しくは申し上げられませんので、簡単に申し上げますが、この件につきましては、当初、私どものほうから協定を結んでお支払いをいたしますということを3月の中ごろあたりから話し合いをしておりましたが、向こうのほうの話に乗ってこなくて、その後も引き続き、その話はしておりましたが、8月に裁判を起こしたときにその部分を入れてございましたので、それについてはこちらのほうは支払う用意ができておったということでございましたので、裁判の項目の整理というようなことで、私どものほうから、こちらのほうからお支払いをいたしますのでと口頭弁論の際に裁判官にお願いをいたしまして、こちらのほうから支払わさせていただいたものでございますので、一部認めたということでなくて、最初から当然支払うべきものだけは支払ったということでございますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そのときに、いろんな説明の中で撤去を求めておった施設というのがあったように思うんですね。

そういう議会でのやりとりがちょっと印象に残っておるんですが、ファームに対して撤去を求めておると、4月の末日だったか、5月の末日であったか、あるいは3月の末日であったか。その期日については今ちょっと正確に覚えてないんですが、とにかく委託契約を終えたと、ファームの持ち物は撤去してくださいということを言っておると、こういう話があったかと思うんですが、この支払いをされたものは撤去を求めていなかった施設ということでいいんでしょうか。

○熊田 司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 余り中身を詳しくは言いたくないんですが、主なものは3月31日の棚卸し商品等々でございます。それからリース代、それから立てかえ金、そういうものが主なものでございまして、今おっしゃっておったようなことは大きなものではございません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 つまりこの1,970万円の中には、ここで、これは新聞の報道なので食い違いがあるのかもわかりませんが、遊具ですね、これは使っておるから払い

なさいというようなことになって、その食い違いがあるようなんです、そうしたら。

この遊具というのは、その当時を振り返ると、撤去を求めておった施設、ファーム持つてかえれと言っておった施設のように思うわけですがけれども、ファームに対して撤去を求めておった施設というのもあったんですね。それはどの施設になるんですかね。

○熊田 司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 余り詳しくなってきましたと問題が出てくるんですが、今のおっしゃっておられるものについては、市のほうが用地をお貸しをした上にファームが設置をいたしておりました遊具です。

市のほうからは、継続使用は認めないので、4月末までには撤去をしてくださいという撤去命令を出しておりましたが、ファームのほうが撤去しておらなかったもので、そのものについてはこちらのほうで使わせていただきますよと、使わせていただいて、適切な使用料はお支払いしますのでということを申し入れして、私どもの使ったものの使用料についても一部支払いはいたしております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 かなり込み入っている話なのでちょっと時間が、所管のほうで詳しくやっていただきたらと思いますので、これで終わります。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

次に、前回、重点調査を行った丸山地区からの風力発電施設の災害対策に関する要望書に対しての委員会としてのまとめを委員間討議で行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

済みません、順番を入れかえまして、先に報告事項、管財課のほうから聞いておりますので、お願いいたします。

管財課長。

○管財課長（堤 省司） 御報告とお願いということでよろしくお願いいたします。

この中央庁舎1階の店舗の室内の設備の撤去工事を実施をいたします。工期といたしま

しては、2月15日に入札を行いまして、3月末までという予定でございます。

この間、壁のクロスの撤去でございますとか土間のコンクリートのはつり等で、作業時は騒音が若干出るというふうなことが想定されます。

今後、会議等に御迷惑を一部掛けるかと思いますが、よろしく御了解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○熊田 司委員長          ほかに報告事項はございませんか。

説明委員の方はこれで退去していただいて、あと、委員間討議をしたいと思います。

それでは、先ほど言いました丸山地区からの風力発電施設の災害対策に関する要望書に対しての委員会としてのまとめを委員間討議で行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長          それでは、御異議がございませんので、委員会でのまとめをしたいと思います。

皆様方、御意見がございましたら。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員          これは市の認可する事業、隣地開発についてもそうではないという部分があって、我々としては、やはり再度災害の防止なりの指導、助言、こういったことを県にやっぱり求めていくということでの対応が一番適切ではないかというふうに思ってるんですが、そういう意味で、住民からの要望を受けて、この間、市長公室もかなり入っておるようですし、今の中では市に対して強い要望を持ってる、議会に対しての期待も市民は持ってるということで、積極的にこたえていくということが大事じゃないかなというふうに思っております。

ですから、再度災害の防止なり、補償なりの問題で県の指導性、あるいは助言、これを適切に發揮していただくという趣旨の意見書をあげていくということで対応するのが望ましいのではないかというふうに思います。

○熊田 司委員長          今の意見に対しまして、ほかの委員の方の御意見等は。  
北村委員。

○北村利夫委員          基本的にはそれでいいと思うんですけども、ただ、この事業をする

ときに、やっぱり市長が立ち会いをやっているということですから、ただそばにおっただけで内容知らんよという話じゃないと思うんですね。

そやから、先ほどの質疑にもあったように、やっぱり市としての立場も明確にしておくべきやろうなというふうに思うんですけどね。

というのは、市民、いわゆる地元、業者の三者ということやから、市当局に対しても要望書は出すべきやというふうに思います。

○熊田 司委員長 県には意見書で、市に対しては要望書ということですか。北村委員の意見はそういうことです。

原口委員。

○原口育大委員 その要望書なり意見書にどういうことを書くかということになってくると思うんですけど、協定書をさっき見せてもらおうと、災害防止のところでは、「乙の責に帰すべき事由により災害が発生し、区域住民の財産に損害を与えた場合は速やかに甲乙協議の上、関係法規に基づき、その復旧又は補償を行う」というふうなことがあって、今、C E Fと地元との間でそこら辺のことを根拠としていろいろ協議がされておるのかなというふうに思うんですけども、さっき蛭子委員も言われたように、監督責任とか権限とかということになると、余り市とか県というのは法令遵守してるかという部分についてのことは当然きちっと検査なり許認可の中で対応されておるのかなと。

そうしたら、今、C E Fが地元と協議してくれてるのはこの協定があることによって、それに基づいていろいろ補償であったりの話が進んでおるのかなというふうに思うので、そこら辺、立ち会いした責任上、協定に基づいてしっかりとやってくださいよということについては言えるかなと。

ただそれ以上のことは、補償をせえとか、そういうことはちょっと立ち入れないだろうと思いますので、そこら辺の文言を十分検討いただいて、意見書なりは、出すのであればそういうことをお願いしたいなというふうに思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今おっしゃっておったように、協定書が必ず遵守されるように、南あわじ市としての尽力をしてほしいと、こういう趣旨で結構かと思います。

それから、県に対しても住民団体から陳情書が出ておりますので、その一番の趣旨は、こういう災害が起こって、非常に住民が不安にさいなまれておると。水質汚濁等々も含めて、この不安の払拭を一日も早くなくすように、県としての指導、勧告を求めるというのが住民団体の県への要望なんですね。これに沿った形で我々も後押しをするようなものに

まとめればいいんじゃないか。

ひな形としては、地区住民から出されている県知事への要望書、これに沿う形のものができればいいのではないかなというふうにも思います。

○熊田 司委員長          それでは、ほかの委員の方、どないでしょうか。  
原口委員。

○原口育大委員          そしたら、具体的にはどういう作業で、その文面をつくったり、委員長がつくって検討するということですか。

○熊田 司委員長          蛭子委員。

○蛭子智彦委員          議会として出すということになれば、本会議で採決してもらわないといけないわけですから、委員会発議で本会議で採決と、それまでに意見書の文章をつくるというようなことでどないでしょうか。

○熊田 司委員長          原口委員。

○原口育大委員          そうしたら、とりあえず案をつくってもらって、それを出すかどうかについても含めて、一回委員会で、委員会発議になるんか、そういうところですね。委員会発議が適当かどうかということを一回、案を見ながら検討すべきかなと。

○熊田 司委員長          ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長          わかりました。

それでは、一応、こちらの委員長、副委員長のほうで県に対する意見書、また市に対する要望書等の内容について考えさせていただいて、皆様方にもう一度お諮りして、それで議会のほうで採決していただくかどうか決めたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員の間の協議がまとまったということでさせていただきますが、それでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 わかりました。

これで、最後、副委員長。

○柏木 剛副委員長 では、これをもちまして閉会します。

(閉会 午後 0時03分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年2月13日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 熊 田 司